様式第88（第96条関係）

特定計量器輸入事業者報告書

　　　年　　月　　日

東京都計量検定所長殿

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 報告者 | 住所 |  |
|  | 氏名又は名称及び法人にあっては代表者の氏名 |  |

計量法施行規則第96条の規定により、次のとおり報告します。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 令和  　年度 | 計量法施行令第14条に規定する特定計量器の種類 | 輸入数量 | 主な輸入国名 |
| １．一般用体重計（ヘルスメーター）  ひょう量が20㎏を超え、200㎏以下の非自動はかりであって、専ら体重の計量に使用するもの。 | |  |  |
| ２．乳幼児用体重計（ベビースケール）  ひょう量が20㎏以下の非自動はかりであって、専ら乳幼児の体重の計量に使用するもの。 | |  |  |
| ３．調理用はかり（キッチンスケール）  ひょう量が3㎏以下の非自動はかりであって、専ら調理に際して食品の質量の計量に使用するもの。 | |  |  |

問合せ先（部署名が長い場合には書類が郵送できる範囲での省略名称として下さい。）

|  |  |
| --- | --- |
| 部署名・  担当者名 | （部署名は本報告書提出案内の送付先部署と異なる場合に記入して下さい。） |
| 郵便番号  ・住所 | （本報告書提出案内の送付先住所と異なる場合に記入して下さい。） |
| 電話番号 |  |

備考

１．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

２．報告書は、**当該年度終了後30日を経過する日まで**に提出して下さい。

３．現在、家庭用計量器の輸入をしていない場合や今後は輸入の予定がない場合は、本報告書提出案内の送付を取りやめますので、その旨を余白に記入して下さい。その後、輸入を再開した場合には、この報告書の提出が必要になります。その際、報告書の提出案内を送付しますので、東京都計量検定所までご連絡下さい。